

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成24年2月29日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

---

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者兼  
出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
復興企画課 課長補佐	野口 実基 君
復興企画課主幹兼 復興政策係長兼 企画推進係長	菅原 義明 君
復興事業推進課 技術参事兼 まちづくり推進室長	畑 文隆 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清 君
------	---------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
------	-------

午後1時00分 開会

○委員長（西條栄福君） 委員各位におかれましては、月末で何かとお忙しい中、特別委員会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

本日の会議は、町長より議長あてに全員協議会を開催いただきたい旨の申し出がありますことから、午後3時30分までに会議が終了しない場合は延会とし、3月定例会開会中に再度本日の会議を継続したいと考えておりますので、委員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

ただいまより、東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は13人であり、定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

遅刻委員、小山幸七委員、及川 均委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の会議は、当局より本委員会に対し3項目が提示されておりますことから、その内容について調査・検討するため開催するものであります。

本日の特別委員会の進め方は、2月16日に開会した会議において、「第5回東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議について」「災害公営住宅について」「災害危険区域について」を各担当課より一括した説明をいただきました。

しかしながら、前回の会議から時間も経過しておりますことから、改めて担当課より概括的な説明をいただいた後、各委員から質疑を受けたいと考えております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

なお、本日の会議内容は、志津川地区土地利用計画の見直し（案）、震災復興計画実施計画（案）、防災集団移転促進事業等の進捗状況、災害公営住宅など、新たなまちづくりを示すものでありますので、慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、防災集団移転促進事業等の進捗状況、災害公営住宅につきましては、3月議会定例会に一般質問を予定されている議員もおりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

「第5回東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議について」「災害公営住宅について」

「災害危険区域について」の3件を一括議題といたします。

担当課長による説明をお願いします。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、前回に引き続きご説明を申し上げたいと思います。

まず、前回、2月16日の特別委員会におきまして、2月12日に開催いたしました復興計画の策定会議の内容につきましてご説明申し上げましたけれども、前回も総じて委員からは異論等はありませんでしたので、その旨まとめて申し上げたいと思います。

それで、きょう、改めて委員の皆様にご提示申し上げております。追加資料2、追加資料3、資料6がございますので、あらかじめそれをご確認いただきたいと思います。

最初に、追加資料2でございますけれども、これは資料6番に震災復興計画の事業一覧表がございます。これは前回の委員会においてもご提示申し上げておりましたけれども、その後、各課とのヒアリング、または国とのヒアリングもありまして、若干数値が移動している部分がございますので、改めて2月14日の修正版として、資料6の冊子をまずご用意させていただきます。

追加資料2のこの2枚ものにつきましては、この資料6の大項目ごとの集計表としてご提示してございますので、これについては個々に後ほどご確認いただければというふうに思います。

それから、1枚ものの追加資料3につきましては、復興交付金の基幹事業、この事業メニューを資料としてご用意させていただいております。

では、改めてこの資料6をごらんいただきたいと思います。この冊子でございます。震災復興計画事業一覧でございます。

これは、震災復興計画の事業一覧表ということで、特に平成23年度と平成24年度の見込みによります事業のボリューム、こういう形でお示しいたしております。正式には、今後庁議決定をいたしまして、正式な実施計画という形で整備したいというふうに考えております。

まず、その中で特にご説明申し上げたいのは、財源の欄をごらんいただきますと、「復興交付金（国）」と「復興基金（県）」、このように記載している事業が確認できると思います。

まず、復興交付金（国）の部分でございますけれども、これは国の3次補正予算によって成立した東日本大震災復興交付金を指しております。後ほど、この1枚ものでご説明申し上げますけれども、いわゆる5省で示されている40の補助事業、5省40事業が対象となる事業というふうに考えてございます。あくまで現段階で対象となるであろうという事業の財源として明記してございます。

また次に、復興基金（県）、この部分があると思います。「復興基金（県）」の部分。資料6の部分で財源の欄をごらんいただきますと、資料6でございます。冊子でございます。復興計画事業一覧でございます。資料6です。この財源の欄に明記している部分があります。よろしいでしょうか。

この復興基金（県）、例えば1ページ目の一番上の事業「応急仮設住宅維持管理事業」のところ、財源に「復興基金（県）」というふうに記載している部分がありますけれども、これは被災市町村が地域の実情に応じまして、住民生活の安定、またはコミュニティの再生、それと地域経済の振興、雇用維持、このような特にソフト事業に係る事業を行うために、宮城県から交付の決定があった財源でございます。宮城県では、県内35市町村に総額330億、この交付を決定いたしておりますけれども、当町には8項目の配分基準に基づきまして、決定額が16億2,300万ほどが決定をいたしております。

国の復興交付金につきましては、歳入では一応国庫補助金として、県の復興基金交付金につきましては県補助金として、歳入予算に計上することになります。いずれも補助制度要項で、この財源の管理につきましては、新しい基金を造成して管理するようというように制度的に決定されておりますので、3月定例会で新たな議案として基金の造成についてお諮りする予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、1枚ものの追加資料3をごらんいただきます。1枚ものです。

これが、ただいま申し上げました5省40事業の、とりあえず現段階で考えられているメニューでございます。文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省。それで、A-1からE-1まで、これは全部勘定いたしますと40の事業メニューがございます。当町で予定されている国庫補助事業として考えられるものについてはこの補助事業を利用して、今後復興計画に盛り込んでいく考えでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

復興交付金事業の基幹事業は、特に基本的にはハード事業の充当という形になっております。通常であれば、例えば防災集団移転促進事業の国庫補助率は4分の3、土地区画整理事業は2分の1となっておりますけれども、今回復興交付金事業として採択された事業につきましては、地方負担額の半分をさらに補助する内容になっております。

具体で申し上げますと、例えば防災集団移転促進事業は通常は4分の3でございますけれども、地方負担分の4分の1のさらに半分、8分の1を補助する内容でございますので、最終的には、例えば防災集団移転促進事業の場合ですと8分の7、87.5%が国庫補助になります。同

様に、土地区画整理事業、農業農村整備事業の場合ですと4分の3まで補助されるということで、75%が国庫補助金で入ってまいります。

最終的に残った部分の、例えば防災集団移転促進事業の8分の1の町負担、土地区画整理事業等の4分の1の町負担につきましても、震災復興特別交付税で措置されるものでございますので、町の持ち出しはなしで事業が実施できるという形になります。

そのほか、この基幹事業と連動いたしまして、効果促進事業という事業も今回3次補正で用意されてございます。これは基幹事業と関連したソフト事業もあわせて対象となるということで、これにつきましては国庫の補助率が80%でございます。残りの20%の町負担分も、これも同様に特別交付税で措置されるといった内容でございます。

以上で、復興企画課の説明を終わります。

○委員長（西條栄福君） 小山幸七委員が着席しております。

復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 私の方からは、前回お渡しをしております「災害公営住宅の整備の基本的な方向性」についてご説明を、まずさせていただきたいと思っております。

資料は、前回お渡ししましたA3版の右肩に「復興事業推進課資料1」という見出しが入っている資料でございます。

それでは、前回おおむねの説明をさせていただいているところですが、簡単に改めてご説明をさせていただきます。

今回、お示ししております災害公営住宅の整備の基本的な方向性ということでございますが、昨年12月に実施しましたアンケート調査によりますと、652世帯の方が災害公営住宅を実質希望していると、率にして19%となっております。

これらを踏まえまして、公営住宅の整備期間を平成24年度から28年度として考えてございます。

整備戸数につきましては、実数では652ございましたが、検討中であるとか未回答の方、そういった方々を案分して考慮した上で最大1,000戸という戸数を目標としております。

住宅の構造的には、鉄筋コンクリートづくりの3から4階建て。それと、木造の2階建ての長屋のタイプを基本として考えていきます。その割合等につきましては、用地の確保量、あと地域の意向などを踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

なお、木造住宅につきましては、森林組合あるいは地元の建設業協会、建設職組合の方々に地産地消の取り組みを進めていく体制について、現在も検討しているところでございます。

次に、建設の体制でございますが、当町の人的な要因、それと事務量などを考えますと、買い取り方式というほか、県への委託方式において大部分の建設を担っていきたいというふうに考えております。特に、都市再生機構につきましては、これらのノウハウを非常にお持ちでございます、そういったところの買い取り方式も積極的に受けていきたいというふうに考えております。

右下の方に、その都市再生機構の発注のスキームという形で載ってございますが、再生機構とは来月早々に包括的な覚書を締結したいというふうに考えております。一例としまして、戸倉のゴルフ場跡地につきましては、用地取得がなされているということもございまして、早期の整備が可能な団地であるというふうに位置づけております。このスケジュールで考えますと、早ければ25年度末には入居を開始させたいというふうに考えております。

その次に、添付してございます「復興事業推進課資料2」というA4、1枚ものの資料になります。

防災集団移転促進事業にかかわります災害危険区域及び移転促進区域の指定の考え方についてということでございます。

こちらについても、前回、具体をご説明させていただきましたが、防災集団移転促進事業をやっていく上で、最終的には浸水した家屋、移転した方の家屋の区域に災害危険区域を設定していかなければなりません。

仙南のように平らなところでありますと、災害危険区域の設定もいわゆる浸水深という根拠データを用いて設定が可能でございますが、当町のような地形の場合、そういったデータだけでは、浸水深2メートル以下でも建物の倒壊率が高いという状況もあらわれてございます。

そういった中で、町といたしましては、補助事業の適用性、それと地域の合意形成を考慮しながら、地域内の方向性や合意形成の状況を踏まえて、まずは防災集団移転事業にかかわりまず移転促進区域を先行した上で、最終的に災害危険区域を設定するという手順を踏んで進めていきたいというふうに考えております。

地域の合意形成等が早く整う部分につきましては、できれば3月中にも一部の地域におきまして災害危険区域を設定していきたいというふうに考えてございます。

以上で、説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による概括的な説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。

質疑は一括して行います。これまでの説明に対しまして、伺いたいことがあれば伺ってくだ

さい。

ちょっとお待ちください。及川委員が着席しております。

では、質疑をどうぞ。三浦清人委員。

○三浦清人委員 資料6の1ページの地区の集会施設等の復旧ということで、これは多くの集会所、コミュニティセンター等々流されたわけでありますが、新しく建設するにもこの事業が対象になるのかどうか。何割ぐらいの補助率なのか。ここには期間と総事業費（見込み）、23年度（見込み）、24年度（見込み）ということです。27年度までの期間ということになっていますけれども、これをちょっと詳しく説明していただければと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） これはメニュー的には、復興交付金（国）の事業対象ということでございまして、事業メニューは、農山漁村活性化プロジェクト支援、この事業対象で、地域間交流拠点整備等という形でメニューがございまして、この事業をもとにして整備する考えでございまして。基本的には、被災したコミュニティ施設ということでございまして、国費が2分の1の補助でございまして。基本が2分の1でございまして、これに地方負担の、先ほど申し上げましたとおり、地方負担の半分また補助率が加算されますので、75%は国費で見られるということになります。残り25%につきましては特別交付税で措置する、手出しは、なしで町の事業で整備できるということになります。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 事業費の75%が国、国費。あと25%が町という形。それとも、地区の受益者負担という形になるのか。みんな補助。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 基本的には、全額国費で賄われることとなります。100%国費となります。国庫補助金としては75%入ってくるんですけども、残りの25%は特別交付税で町に入ってきますので、基本的には全額国費となります。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 従来あった地区の集会所がありましたね。それを流されたのは、申請すれ全額そのお金で建設してもらえるとということなんですか。その際に、設置場所、津波で流された場所にまた建てるかどうかというのは問題なんですけど、その建てる場所の土地の関係は、その地域の方々が責任を持って選定するのか。あるいは取得するのか。その辺はどのような形になるのか。どこでもいいから、国の方で建ててくれるからどこでもいいですよというのであれば問

題ないんですが、その辺の制約とか何とかというのはないんですか。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 説明が足りなくて申しわけございませんでした。

基本的には、地域コミュニティごとに、例えば防災集団移転促進事業、その際にはそういう公的な施設の用地の取得も町で行うことができますので、用地の取得も基本的には町で、行ったところに新たにコミュニティ施設として整備するという形になります。

ただ、被災を受けていなかった施設の整備等につきましては、従来の町のコミュニティ助成事業の補助金がございますので、これは若干地区の負担もございますけれども、被災した部分の施設につきましては、基本的には地区の負担もなしで整備する方向で考えていきたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その際の建物の大きさの制限とか、そういったものはどうなんですかね。例えば、もともとあった面積だけが対象とか、あるいは、何%上乘せもできますよとかというような、その建物の設計とか。例えば業者さんなんかもどのような形をとるのか。地域の方々が大工さんを頼んでもいいのか。あるいは、国の補助金なら町が発注するのか。事業の中身ですね、どういうふうな形でやるのか。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 事業費については、一応概算の事業費として載っていているんですけども、実務の段階では、当然地区の皆さんと協議をしていかなければいけないと思えますけれども、基本的には町の事業で行いますので、地区へ、というよりは、直接南三陸町へ行うという形になります。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうすると、地区の方から町の方に申請書なんかはどのようなふうな手続とったらいいいのか。口頭でお話しただけでいいのか、その辺。

結局、今各地区で流されたところがあるんです。これから、足りないんだけど何か補助か何かないかということ、いろいろ皆さん模索しているようなので、今出されたこれを見ると、ああ、いい事業だなと思って、今思っているんで、早速地区の方に話をして、この事業に乗ってもらえるように進めたいと思うので、その辺の事務手続とか何かどのようにしたらいいのか。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 主に、メインの事業は防災集団移転促進事業にかかわる内容であると思いますので、その移転地域が大体箇所的に決まれば、その一部分を公共的施設というふうに位置づける部分もございますので、そこに建物として整備する内容になろうかと思えますけれども、最終的にはいずれ町の事業で行いますので、地域の要望は要望としてとりあえず確認はさせていただきたいというふうに思いますが、その実施事業のいつにするのかというのは、今ちょっとこの段階では申し上げられません。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 ただいま説明をいただきました内容、これをいついつ一つずつ聞く時間も何もありませんので、大ざっぱな質問になりますけれども、まず、この追加資料2の、これは恐らく事業計画として最終的に259事業の、これは2,900億と言うんでしょう、金額は。まず、それなりに内容を、計画を立てたんでしょうけれども、果たしてこの予算が、この資料2に示されているような、これだけの国、県、それらの補助事業、持ち出すなんて言ったって、南三陸町には何もないんですから、自主財源なんかね。全部それは国、県からいただかないといけないと思うんですよ。

それで、まず可能性があるものかどうか、この2,900億、これで済むのかどうか。あるいは、これは少なくなるかもしれない、多くなるかもしれない。当初、町長は4,100億と言ったかね。この希望する金額が、町長が希望する金額が認められるものかどうか。先に立つのはお金ですからね。まず、その辺はどういう見方をしているのか伺います。

それから、住宅、1,000戸を建てるんだと。URがこれを建てて、そして町が買い取ると。私はこのようなやり方は非常にいいね、もちろん役場の職員たちもなにもできないですから、このようなとんでもない事業が、このURを使うことはまあいいことだろうと、活用することはそう思います。

その上で、建設用地の、前者も言いましたが、住宅ではありませんが、用地の取得等もやるんだというようになっておりますけれども、その辺はどのように、場所が町では決めて、お金を出すのはそっちだよと、単価を決めるのもURだよという、その辺の内容がどのようになっていくのか。そこら辺をお伺いをしたい。

聞きたいことだらけですけども、時間もないし、私一人ではわかりませんので同僚委員もいろいろあるようですので。今、まずその2点。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 事業費に対する財源の関係でございますけれども、一応この事

業費の集計表はおおむね10カ年の事業全体経費として、現段階で見込まれる概算数値としておおむね2,900億円ぐらいの復興事業費がかかるだろうということで見越してございます。

基本的に、先ほど申し上げましたけれども、国の復興交付金の事業を当て込まないことには町の負担が大きくなりますので、現在、2カ月おきに復興庁とやりとりしながら事業計画の申請をしている最中でございます。若干査定が厳しくて、事業費かなり落とされている部分もございますけれども、事業の認可が受け次第、それを補正予算に計上して、これからずっと事業を続けていくこととなりますので、その段階で途中でこの計画の見直しをする必要もきつと出てくる場面もございますけれども、現段階では復興交付金事業の実施によって2,900億の事業費をこなしていきたいというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） URさんのどこまでやるのかという部分でございますが、UR、都市再生機構さんにつきましては、今のところ県の委託方式も含めて、URさんで約半分程度しか担えないのではないかといた話がされております。半分近くは、また県の委託方式で担っていききたいというのが町の考えでございます。

ただ、どちらも用地につきましては町がある程度担っていかなければならないという状況でございまして、用地的な部分につきましては、特に防災集団移転促進事業の団地の隣に配置するとか、そういった中であわせて町として用地を確保していきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 説明の続きでお伺いしますけれども、国半分、県がですか、町が半分というようなことであります。当町では、公営住宅の希望者が652、しかし、今回1,000戸建てるんだという計画のようであります。それは、結局今の段階で仮設に入っている方、どちらもまだ決めかねている方が随分ありますね。それらを勘案しての考え方なのか。652しかないのに1,000戸必要なのかなと思うんですけれども。

それから、他の町では一戸建てだと思うんですがアンケートでは希望を取っているようだけれども、当町ではあくまでこの長屋式、長屋式というんですか、この木造の2階建て、あとは三、四階建てということでもあります。そういう中で1,000戸。果たしてこれにかかる必要経費が幾らぐらいなんだろうかと。一戸、土地絡みで、土地造成の分が幾らぐらいになるんだと。それから、建物に対しては幾らぐらい一戸当たり見ているのかですね。その辺も当然計画に入っているでしょうから、それらを説明していただきたいと思います。

それから、高台移転の関係ですけれども、この資料2に説明されているところ、3戸、3戸以上とか5戸以上になれば、個人でまとまれば、それは町の方で宅地の造成をするとかそういうものは見てくれるんだというふうな解釈しているわけですが、それもどこもかくも、山のとっぺんでもどこでも町でやってくれるということではないと思いますよね。それらについて、現時点で説明できることであれば説明をお願いしたい。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 公営住宅の全体の事業費につきましては、250億円ほどを見込んでございます。1,000戸で割りますと、一戸当たり2,500万ぐらいになると。その中には用地の費用、設計の費用、そういったのも含めての費用となりますけれども、一戸当たり大体2,500万ぐらいを見込んでいます。

もう一つ、防災集団移転の戸数の関係なんですが、防災集団移転事業の場合、移転促進区域内の2分の1以上、最小戸数が5戸という数値を示されております。2戸、3戸という話になりますとなかなか難しいんでございますけれども、個別で例えば3戸、4戸で移転したいというご要望も確かに寄せられております。そういった場合、隣の集落も含めて移転促進区域というのを設定するとか、そういった工夫も町の方ではさせていただいておりますし、逆に、自分たちだけでという部分になりますと、ちょっと言い方はおかしいかもしれませんが、親戚だけでとか気の合う者だけでといったような形になりますと、それはちょっと個別での移転という形にしか判断せざるを得ないというふうに考えておりますし、その3戸が5戸になり10戸になるという可能性があるというのであれば、町としても集団移転の候補地として考えていくというスタンスで、現在も地域とお話をさせていただいております。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 一戸当たり2,500万だと、それで1,000戸で250億ね。これが国、県で、650だの700しか都合のない中で、それだけ建てる経費がいただけるものなのかどうか、補助をいただけるのか。そういうことであれば、何ぼでもよけいに建てたらいいわけですが、補助をいただければね。最終的には必要な戸数だけになるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。余り過大な見積もりをしてもしょうがないですよ。その辺はまだアンケートが確定はしていないんですから、私はこのアンケート、東松島市ですか、個別に一人ずつ呼んで、そして個別の話し合いをしているんです。やはりそれぐらいの、過大な、慎重な考え方で進まない大変なことになるおそれがありますよ。

私もたまには仮設など回ってみる、皆さんもやっているんですけれども、申し込んでも、

「ただ申し込んだのさ」という人もあれば、あとはただ「住宅にいつでもや、でたらいくかもしれない」とか、そのような考えの方いっぱいありますので、やはりアンケートの取り方、本当の基本ですから、これを本当に確実に近いものにまとめてから進まない、とんでもないことになりますよ。これは指摘しておきますよ。その辺がどんな考えを持っているかですね。入りもしないとき、国では金寄こさないと思いますけれどもね。2,500万ということはわかりました。今の考え方について、どういう考え持つか、お願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 委員のご指摘のとおりだと思っています。現時点でのアンケートでの見込みとして最大1,000戸とさせていただいております。今後も節目節目で意向調査を取りながら、最終的には本当のニーズに合う戸数に近づけて建てていかなければならないというのが我々の役割だと思っています。

その1,000戸の部分も、戸別のヒアリングもある地区ではもう既に始めてございますし、そういうった中で、当初アンケートで書かれた答えと実際違ってきているケースも結構ございます。これからも、4月以降になります、戸別のヒアリング等を体制充実させてやりながら、実数というものを早く詰めていきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 資料6であります。学校施設、浸水しております施設が何校かあると思うんですが、これの扱い、復旧という基本なのか、また移転という考え方なのか、その辺の基準はどのようになっているのか。

○委員長（西條栄福君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 今現在使用できない学校3校ございますけれども、そのうち名足小については、現在の場所に復旧をするというふうな方向で今事務を進めているところでございまして、残り戸倉の小中の問題ですけれども、これについては今現在、高台への新築移転か現状かというふうなことについては、今地域の方々と相談しながら今後方針を決定していこうというふうに考えております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 いろいろ財源的な問題が一番大きい課題だろうと思うんですが、せっかくこのように国が手厚く特別交付税措置によって地元、いわゆる自治体負担を少なく、ほぼゼロに近い形でやるというのであれば、何もあえて浸水区域にあって、しかも被災した場所に学校を残す必要は何もなからうと思うんですが、やはり子どもの安全性というものが第一に考えられ

なくてはならないものだと思いますので、ぜひ私は、地元の地域の声が一番だと思いますが、高台移転といった方向で進んでほしいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西條栄福君） いいですか。ほかにごいませんか。

鈴木春光委員。

○副委員長（鈴木春光君） 12番です。

ただいま提案されている問題は、災害公営住宅の整備ということでございますけれども、いろいろ細部説明もあったんでありますけれども、なかなか思うように納得しない面もありますけれども、次の点について若干聞いておきたいと思います。

一つは、説明のとおり24年度から5年間で1,000戸建築するんだというような話でございますけれども、被災を受けている住宅地は全半壊、通称3,300戸と私、覚えておったんですけれども、全壊が3,142、あるいは大規模半壊が169で3,311だというようなことでの復興住宅、公営住宅を建てると。その候補地はとりあえず早期整備が可能なゴルフ場の跡地だというようなご提案でございますけれども、今回幸いにして寄贈される大物資産家がありまして、見るに見かねて南三陸町の救済のためにということでご寄付をされたと思うんですけれども、非常にありがたい話でございます、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、3,300の仮に災害公営住宅をとりあえずゴルフ場跡地を始めたいと。そこを5年間でやるんだと。こういうふうな理解、解釈でいいですかね。違いますか。いいですか。うん。そういうような受けとめ方もあろうと思うんですけれども、それがまず質問の一つであります。

それから、私、一般質問でも申し上げておりましたけれども、今回もらったその107町歩だけでなく、町有地が、すぐ取り組める条件でなかったのかなというようなご質問もしてありまして、その辺はどうなのかということでございます。

なぜかというと、戸倉のゴルフ場跡地は戸倉の住民が主に住むところだろうと思うんです。それで、3,300戸のうちの、つまり志津川町の一番大被災を受けた場所が、しからば何戸だったのかということです。それは、それはなぜ即ゴルフ場と同じように始められないのかというのが第2の質問です。一番被災を受けた町内の志津川分はどうなっているんだと、こういうことです。その被害の割合はそれぞれたくさんあると思うんですけれども、そういうようなこともお聞きしておきたいなと、こういうふうに思います。しかも、その候補地が当初議会に提出された3地区、何回も言うておりますけれども、アリーナの周辺、あるいは小学校の周辺、旭ヶ丘周辺と、こういうふうに3候補を一応挙げておるんですけれども、そこに公営住宅の取

りかかりができないのかと。公営住宅の取りかかりができないのかということの質問でございます。とりあえずその2点を聞かせていただきたいと思います。つまり、そういう予算配分といますかね、予算配分を、どう割合みたいにしまして、被災者のやはり仮設に住んでいる心情を、同一配分のような形で公営住宅が始まらないのかということのお尋ねでございます。そういうふうにしていったらいかがなものかなということでございますので、その事業、予算配分、事業の予算配分等もあわせて、ひとつこの2点をお願いいたしたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 最初の戸倉地域に24年度から町の計画している部分をおおむね建てていくのかという部分でございますが、お手元の公営住宅案件の資料の次のページに、意向調査の状況がございますので、こちらの中で若干その点は触れさせていただきます。

ちょうど真ん中の下の円グラフになりますが、災害公営住宅の入居につきましては、いずれ入居時期が遅くなっても、いわゆる希望するところ、自分のお住まいだったところ、そういったところに入居したいという意向が非常に強い状況です。そういった中で、戸倉地区の方はそのゴルフ場跡地が有力な候補地になりますし、委員がおっしゃいますその志津川につきましては、別な資料でご提示申し上げてございますが、志津川の三つの住宅の高台移転の候補地の中につくっていくと。当然歌津地区には、歌津の伊里前になるのか、名足になるのか、それらも現在検討してございますが、そういった中で地域の方は地域のそれぞれのお住まいだった近くの公営住宅を建てるということを基本としてございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思えます。

それと、志津川地区の部分につきましては、前回ご提示を申し上げておりますが、土地利用計画イメージ図、追加資料1という右上に記載されてございますが、公共施設の配置も含めて公営住宅の位置を案として落とさせていただいておりますので、そちらをごらんいただければなというふうに思えます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○副委員長（鈴木春光君） やはり課長は一番ひどいときの課長になって大変なご苦労をかけているわけなんですけれども、これは先ほど来、移転等々によって管理職あるいは町長を中心とした提案までの考え方だろうと思えますけれども、ただいまの説明でもありましたように、例えば志津川小学校の跡地には志津川の住んでいる人は374人が志津川小学校のところがいいんだという調査が出てあります。そして入谷に住んでいる人たちも25人もそこがいいだろうとこのアンケート調査の中の数値が示してあるようでございますので、やっぱりそういうところを

優先、一番に、私が一番言いたいのは、これは民有地であってなかなか町の財産ではないものですから、どういうふうな形になっていくかはこれからのもので相当時間がかかると思うんですけども、つまり小学校の周辺だったら私たちも住みたいんだなというのは、数値で示す以上はただいま述べたようなものが出ているわけです。そういうところもやっぱり始めるべきじゃないかなというふうに思いますよ。そうすることによって、ああ、やっぱり町の住民の声が届いているんだなというふうな思いがするんですけども、偏った事業の進行をすると、何だというふうな形になりますから、そういうことのないように、ひとつお願いしたいなと、そういうふうに思います。

それと、やはり予算は事業をやる以上はつきものでございますから、そういう予算の配分方をして同時進行、同時進行をやっぱりやるべきではないかなと。つまり歌津さんも1カ所始まる、あるいは町中心の分も1カ所始まる、戸倉の分も1カ所始まるというような形が一番平等性からして、あるいは事業を推進していく上で、同じ仮設に住んでいる人たちの心境はみんな同じですから、会って話を聞きますと、そういうような方法がやっぱり私、希望いたしますし、仮設住宅避難民からすれば望まれるところでないかなというふうに思いますので、その辺をいま一度お願いいたしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今、基本的な考え方ということでお示ししておりますが、今も策定で詰めてございますけれども、3月中には整備の方針というものを町として取りまとめたというふうに思いますし、その中では入谷地区に幾つ、志津川地区に何戸、戸倉地区に何戸といったような数字を住民の方にもお示ししたいなというふうに考えております。

それと、志津川地区が一番おけているのではないかというご指摘がございましたが、実際そのとおりだと思っております。ただ、志津川地区の公営住宅の用地も含めてなんですけど、全体的なまちづくり、市街地の整備につきましては、土地区画整理事業等の関係もございまして、都市計画決定をしなければ事業着手にできないような状況でございます。ことしの春から夏にかけて計画決定を行う予定でございますし、その上で用地の取得に着手していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○副委員長（鈴木春光君） ぜひそういうふうに取り計らっていただきたいと思います。

それと、今回は復興住宅ということでご提案されているわけなんですけれども、復興住宅の例えば関連で今お聞きしておきたいんですけども、申し上げたいのは、やっぱり道路だと思

うんですよ、道路。しかも戸倉地域の398号線はほとんどが、90%陥没ですから、いや、破壊されておりますので、被災国道ですよ。あるいは町道ありますよ。仮に、仮に波伝谷地域の仮設住宅に登っていくのは容易な道路ではないんだというような話を多く聞きます。そういうところにやはり道路を整備するというか移転するというか、そういうことが大切じゃないかなというふうに思います。

それと、職住分離の考え方からいたしますと、やはり今の398号線はあくまでも作業場へ通うそういう道路にしていく。あるいは、一番今回で水が上がったのは、やはり志津川で林下駄なんですよ。つまり鉄道のところまで行ったと。戸倉では折立ですよ。22.6メートルですか。このように皆道路が今回陥没なり、あるいは破壊された被災道路であるとするれば、やはり道路を今言ったように、波伝谷の仮設まで、それではあの地区まで上げましょうと。それから、寺浜まで行きましょうと、神割まで行きましょうというような、これは国の施策かもしれませんが、そういう要望がやはり町として考えなければならない大きな課題じゃないかなというふうに私は思います。その道路がつくれことによって、初めて高台に復興住宅ができるよ。

課長、ランドデザインと、ここの資料にも都市計画の中にもあるんだけど、ランドデザインというのは、しからばどういうふうなことなんだというようなことなんだけれども、思い切った、思い切った計画を立てて、国でやってもらう分は国でやってもらうんだと。これは南三陸町の強い要望なんだということも、ひとつ示してもらいたいなというふうに思うんですよ。そこによって、やっぱり職・住と復興、資料でお示しのような形が出ていくのかなというふうに思うので、この辺は町長から聞きたいね。町長から。この道路の公営住宅とも、あるいは教育施設ともかかわる大きな問題で、戸倉地域だけに絞るということではないんですけど、戸倉地域の398号線の高台移設、このことについて、ひとつ、町長の考え方。あるいは、高台移設の公営住宅の考え方、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、防集の問題等々含めまして、各地域でどういった場所にとということで、それを含めて復興計画の中で煮詰めてまいります。その中で当然道路の問題も出てまいります。その中で防集の地域、それからその道路をどう連結していくかということは非常に重要な問題でございますので、そこは今後の経過の中で、我々としてはしっかりと意を用いて進めていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 何点かお聞きいたします。

まず一つは、この追加資料1、これをちょっと見ているんですが、今、きのうの新聞なんかにも載っていましたが、志津川駅の扱い方、これだここにきちっとJRの線が載っています。どういうふうになるかわからないんですが、これで押していくと、これは。そういうふうと考えていいのでしょうか。それが1点です。

それから、資料2の河川整備方針をちょっと見ているんですけども、河川の方です。バック堤と水門を比較して資料に載っているんですが、これを見ますと、堤防方式がいいんじゃないかということで載っております。海への景観とか河川の景観なんかというのはちょっとまずいかなと思うんですが、この中に8.7メートルの防潮堤を考えていると。8.7というと、ちょっと私も想像できないんですが、この8.7という数字が出たのは何が、どうしてこういうものが出たのかなという感じがしますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、そのずっと下の方で、河川の新井田川ですね、このところに河川の線形を変形するとあります。これは確かにあそこ二つに分かれているんですが、川がね、それはどういうふうな変更にするのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

それから、もう一点です。済みません。この公営住宅の先ほどの説明でいろいろわかったんですが、URに発注すると、半分は県でやると、そういうことなんですが、地元の企業とのかかわりですね。地元の企業の方たちがこれに参入できるのか。これでやっていけるのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず1点目の志津川駅の、いわゆる図面では新井田のあたりにということで、一応委員ご承知のとおり、JRの復旧方針についてはなかなか定まった見解が出てこないという状況の中で、以前町で描いていたJRの移設も含めての話がなかなか前に進まないままで、このまま待っていても志津川地域の土地区画整理事業等の進捗に非常に大きな影響を与えるということもございまして、原形の路線の中で駅の位置を高台側に配置するという方向で都市計画決定を行っていきたいということで、こういった方向性で進めていくということで考えてございます。

もう一つは、堤防の高さの8.7メートルなんですが、想定される津波、宮城県沖地震に関する津波、そういったものの高さが7.7という志津川のあたりでは設定されております。その7.7に余裕高1メートル見たのが8.7メートルということでございまして、8.7メートルですりつく

ところまで堤防を構築していくという形になるものでございます。ただ、地盤から8.7、いわゆる平均の水面から8.7メートルでございますので、その横に立ったときに8.7メートルの高さがあるのかということではなく、土地区画整理事業等で市街地もかさ上げしますので、最終的には3メートル程度の高さの堤防が築かれるような形になるイメージかと思えます。

それと、新井田川の付けかえなんです、国道45号と新井田川を付けかえするという案で町の方は持っております。その挟まれた区域の土地の有効利用を図るために、こういった付けかえの案を県及び国土交通省の方に提示をさせていただいたということでございます。これまでどおりの新井田川の線形を保ちますと、新井田川は海岸寄りで従来水道事業所の前で越えておりますが、ああいった部分で右に行ったり左に行ったりといったような線形で現在なっておりますので、この復興事業の中でいわゆる直線的に新井田川の線形を変えることによって、間の土地の有効利用を図っていききたいというねらいがございます。

あともう一つ、公営住宅の部分でURさん、あとは県さん、そういった担い方の中で地元企業のかかわりがなくなるのではないかとございまして、いずれ県にしてもURにしても、企業に発注して建てることについては変わりはありません。町としては最終的に買い取りとして、最後にものができあがった時点でお金を払うというのが買い取り方式ですし、県への委託方式では途中途中の段階、いわゆる設計が終わった段階、工事が終わった段階、そういった中で複数回の支払いという事務もございまして、そういった中で、どちらかといえば買い取り方式の方が町の人員的な要因からも有効なのではないかと進めているところでございまして、ある意味、UR買い取りについてはURさんだけでなく、先ほども御説明申し上げましたが、森林組合、地元の建設業協会、建設職組合、こういった方々で今協議会をつくらうとしております。そちらの団体との買い取り方式ということも視野に入れながら、現在検討しているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 志津川駅の問題は、本当にこちらもどうなるんだろうかと。町としてはバス方式ではなくて、あくまでもJR線路ということで今押しているとは思いますが、その辺ちょっともう一度確認したいと思いますし、そうしますと、この線路はあくまでもその駅が決定しないというか、この線でまず行くと、そういうことを理解していいんですか。これで納得だと、そういうことでよろしいんでしょうか。この線で。その辺がちょっと、私もよくJRとの関係がわからないので、もう一度きちんと説明をお願いしたいなと思います。

それから、河川なんです、私もちょっとイメージとしてよくわからないんですが、河口付

近という、そうしますと防波堤の間、河口付近がそのままなりますよね、水門内ということで。そうしますと、例えば津波が来たときは、この辺はどういうふうになるのかなと、ちょっと私も理解できないんですけども、川を伝わってずっと行くんじゃないかなと、イメージとして、そういうのがありますので、その辺心配しています。

それから、新井田川なんですけど、ずっと上流の方に行くとベイサイドアリーナの方に行く川と、もっと山の奥に行く川がありますよね。あると思うんですけども、それが一本になるのかなという気がしたので、その辺をもう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、地元企業についてなんですけど、私がちょっと心配したのは、買い取り方式ですと、地元企業で仕事が終わるまでお金が入らないわけですよね。そういう点での融資とか、地元企業が困らないようなそういうのがあるのかなと、その辺ちょっと説明をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まず、前段のJ Rの復旧の関係でございますけれども、これは前回の行政報告でも一応報告申し上げておりますけれども、一応J Rの本社の方には町長と議長が参りまして、気仙沼市長と同席のもとに、基本的には鉄道の復旧でお願いしたいという旨は要望書は提出いたしております。

ただ、安全・安心の輸送面からという観点で、J R側でもB R Tでの運行ということは今考えているようでございますけれども、これから東北運輸局が窓口になりまして、今調整会議を開いている最中でございますので、その辺でもう少し煮詰まった議論が進められていくんだろうというふうに思います。

あと、二段目としては、もしなかなか全線の復旧が一回に鉄路が難しいのであれば、最低限でも戸倉駅を西側に移して、戸倉駅での始発・終着という形でのJ R線の復旧をまず目指していただきたいといった案も含めて要望しているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、新井田川の上流の山側から来る水路、あとベイアリーナの方から来る水路につきましては、引き続きその水路を経由して2本から1本に流れ着いたのを、いわゆるベイサイドアリーナ側の山側の方にすべて集めて河川をつくるという考え方でございます。

それとあと、堤防方式のときに津波が来たときどうなるんだということでございますが、8.7までの津波でございますと、川を遡上して行ってその中で保たれると。そこからあふれる

ことはないということでございます。

仮に、今回の最大クラスの津波が来た場合につきましては、お手元の資料にもレベル2の津波発生時におきます浸水範囲の比較ということで資料を添付してございますが、水門方式あるいは堤防方式につきましても、今回のような最大クラスの津波が来た場合は、それほど浸水区域に対しての違いはこれだというふうな形での大きな相違はございません。ただ津波が来襲した後、2時間3時間たった後の水の引き方については、水門は閉まりっぱなしで今回のようにすぐ上げるというわけにはなかなかいきませんので、その辺、堤防方式では一定規模の水が川から海へ流れていくということで、早い段階での避難道路の確保であるとか、そういった輸送路の確保であるとか、そういった部分ではやや有利であるといったような結果が出ているようでございます。（「地元企業の……」の声あり）

それともう一点、大変申しわけございません。地元企業で買い取り方式やった場合の資金繰りの問題なんですけど、まさしくそのとおりでございまして、その辺を今、森林組合さんが中心となりまして、地元の建設業協会、それと建設職組合、そういった方々と可能かどうか勉強会をしているところでございまして、その動向も見ながら、町としてそちらの方との関係構築について深めていきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 河川については何かちょっとイメージとしてまだよくわかっていないんですけども、そういうものかなと思ったりして今聞いています。

一つだけ、最後の資金繰りの問題なんですけど、これは何かいい方法はないんですか。この災害に当たっての買い取り方式ということで、本当に企業の方たちも大変じゃないかなと思うので、もっといい案、国の補助事業といったものはないのかどうか、国からのそういうのがないのかどうか、その辺をもう一点だけお聞きします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それも含めて、今業界とあわせて勉強会をしているところでございますので、方向性が決まりましたらご提示をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は2時35分といたします。

午後2時18分 休憩

午後 2 時 3 5 分 開議

○委員長（西條栄福君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

質疑を続行します。

及川 均委員。

○及川 均委員 それでは、私も 3 点ほどお伺いいたします。

まず、この南三陸町震災復興計画策定会議というものについて質問をいたします。

追加資料の 1 で、過半、志津川地域の 45 号線の法線は当初予定から変更になって、旧道をまた通すというようなこういう資料が、我々にまた配付なったわけでありませぬ。それで、この計画が発表されたのは 12 月なんでありませぬ。そして、その時点で我々議会としましてはいろいろと質疑がなされ、そしてその各先生方、お偉方が入ってです、我が町の百年の大計を立てるべく、子々孫々にまで津波にもう二度と遭わないようなまちづくりをするというようなことで、この計画が示されたわけでありませぬ。

しかしながら、それが 2 月になりまして、たった 2 カ月で、今後の復興計画の一番の根幹をなす、基本をなすこの計画がたった 2 カ月で変更になったと。その経緯を我々に説明していただきたい。議会に報告をしていただきたい。一点であります。

それから、この災害公営住宅についてお伺いします。これは、今高台移転が各地域ごとに進行中でありませぬけれども、そうした中で他地区からの移転といいますか、移るといふ、例えば戸倉地区の方が伊里前地区に行くとか、歌津地区の方が志津川地区に来るとかということ、基本的な考え方としてどのように考えればいいのか。そのことと、災害公営住宅、災害公営住宅は当初からうたってありますよ。希望どおり必ずその地区にできるとは限らないから入れませぬよということもあると。集約されますよというようなことはうたってあったわけです。そのことと、どう考えると、私は矛盾するところがないのかなと思ひますが、その辺のところを確認をしたいと思ひますよ。ねえ、そうですね、課長さんね。

それから、この集団移転事業をする、UR さんだとか、あるいは県に発注するとかというような方法はさまざまあるようではありませぬけれども、基本的に土地の買い上げ価格というものが今問題になっている。民間の皆さんね、浸水地域をどのように買ってくれるのか。各地域によって、もうそろそろ早いところは価格が提示されてきましたよ。8 割だとか、あるいは 7 割だとか。我が町はそれは一体どういうことになるのかというのは、いまだ示されないうけです。そのことの今後の動きと、さらに委託によって県がやるかあるいは UR さんがやるかということの両方あるようではありませぬけれども、その両者の土地の買い上げ価格、いわゆる集団移転する土地

の買い上げ価格というものは、どの辺に何を根拠にどのように設定して買い上げるのかなど。どのレベル、どの程度で買ってもらえるのかなど、その地主の不安もあるわけですね。その点が、いわゆる浸水土地の価格も示されない、さらにその買い上げ価格も示されないということで、全く雲をつかむような状態にあるわけですが、その辺のところを、我が町の土地の価格というものはどのレベルになるのか。その辺のところを明示というか提示というか、まだそれはできないものかどうか。これが2点目ですね。

それから、3点目は、計画書のこの資料6の11ページあたりに、震災の復興で都市公園事業とか、あるいは震災復興モニュメント整備事業とありますね。こういったものは震災の記憶や記録を後代に引き継ぐための震災記念施設の整備、保存というようなことでやられるようであります。用地、公園事業なんていうのは94億、約4億の予算を投入する大事業でありますね。一方、モニュメントの方は1億ぐらいの記念物をつくるというふうなことですけれども、具体的に計画、予定等がどのように今後考えられているのか。24年あたりから着工したいというふうなことであります。24年といえば今年度ですね。この3点をお伺いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、1点目の志津川地区の土地利用計画の見直しの経緯ということでございますが、策定会議の資料の1ページ、右肩に資料1という資料がございます。A3版の資料になります。その資料の左方にその後の経緯等を記載させていただいております。

一応、計画でお示ししておりましたその土地利用計画につきましては、9月末に素案という形で一たん内部決定をさせていただきました。その後、その実現化に向けて、各方面とも含めていろんな形で、国道であるとかJRも含めて協議をしてきておりました。12月に計画という形でお示しをさせていただきましたが、その中の経緯・経過の中で、JRにつきましてはBRTという仮復旧の案が提示され、鉄道の復旧という形でのお話というのは全然進まなかったという経緯がございます。そういった中で、BRTの問題、あと鉄道での復旧の問題、これを前の計画のまま引きずりますと、これは都市計画事業の中でやっていきますので、事業着手そのものがおくれるという判断をさせていただきました。そういった中で、路線の鉄道の法線の中で有効な土地利用を模索して、今回策定会議の方に提示をさせていただいたという経緯でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、防災集団移転事業のほかの地区への移動しながらの集団移転への参加ということでございます。これまで地域の方々には、不可能ではないというお話をさせていただいておりま

す。

ただその当時の国の見解では、町の南三陸町としての集団移転の計画を一本でつくれば可能だと言われておりました。その意味といいますのは、早く合意形成がまとまっても、どこかがおくれていると、計画は一つですので事業に着手できないという形に解釈されます。そうなりますと、地域で一生懸命合意形成しながら、ほぼ場所も決まった、移転する人も決まっていると、そういった方々がおくれている地域を待って着手しなければならないというふうな状況でございましたので、それであればちょっと可能だけれども非常に無理があるという回答を地域の方々にはさせていただいております。

ただ、単純に防災集団移転事業というものを考えますと、高台に集団で移転するんだよということで、例えば歌津、伊里前に住居をお持ちの方が志津川に行こうが、伊里前が1戸減って志津川が1戸ふえるだけの話だろうというお話を、扱いとすれば皆同じなんじゃないかということ、何回も国の方にお話をさせていただいております。

そういった中で、移転促進区域、防災集団移転事業の根拠となる区域なんですが、その部分も明確にきなさいという、また指導が最近になって入ってきております。ちょっとややこしい話なんですが。簡単に言えば、その伊里前地区から志津川地区に来るとい、伊里前地区の移転促進区域というものを、この方がその中に入っているんだよというものを明確に示せば、志津川地区の計画に組み入れられるのではないかとといったような、一歩前に進んだようなお話がされております。ということは、志津川から、簡単にいえば余り非現実的ではない状態ではなくて、現実的な形で伊里前から志津川の集団移転に参加することができるという解釈がされるようでございます。

この辺はちょっと制度上のいろいろ細かい部分もございまして、現在整理をしております。いずれ3月、4月あたりには、逆に言えば、例えば戸倉地域でゴルフ場跡地に集団移転の候補地としてこういった進め方をしておりますよと、もしご希望があれば個別にご相談をさせていただきたいといったようなアナウンスも必要になるというふうに思っております。いわゆるそういうふうな移動しながらの集団移転参加が、簡単に言えば認められるような状況になってきているということでございますので、この辺の情報はもう少したちましてから、改めてご紹介をしたいなというふうに考えております。

ただ小さい集落でコミュニティを維持しようとしてやっている地域に、ちょっと語弊があるかもしれませんが、いわゆる第三者の方が早く家を建てたいというばかりに、10世帯ぐらいの集団移転のところにポンとほかの地区から入ってくるのが、受ける側の地域としてはどう

なのかという問題もございますので、それは受ける側の地域の方々ともご相談をした上で進めていきたいなというふうに考えております。

もう一つ、浸水区域の買い上げあるいは集団移転の場所の価格の提示ということでございますが、2月にご決定をいただきましたが、土地の鑑定委託を現在しております。県の方でも町内で10カ所、町としては16カ所の土地鑑定を委託をしております。現在、鑑定中で作業をしているところがございますので、その結果をもって、おそらく3月いっぱいでは当然終わりますので、4月には住民の方には一定の方向性を示したいというふうに考えております。

あと、高台移転のそもそも住宅団地になろう価格につきましては、鑑定そのものは見込みの鑑定はなかなかできないという鑑定士の原則論がございまして、いわゆるここが宅地になってこういうふうになるんだというので鑑定をしろと言ってもなかなかできないのが実情でございまして、鑑定士からは、鑑定価格ということではなく、鑑定士からの意見書という形でおおむねの額の提示をさせていただくというふうな運びになっております。その辺は改めて整理がついた段階でご紹介をしたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 震災復興のモニュメント整備事業の関係でございますけれども、これについては現段階では具体にはまだお示しすることはできませんけれども、一応復興計画の前期5年の間に具現化しようというふうに今考えてございます。それとあわせて、犠牲者の慰霊と震災のこの教訓を後世に伝えるというのが大目的でございますので、まず災害記録と復興の記録とを一緒にデータの集積をしながら、後年度、一応現段階では25年度の予定でございますけれども、調査設計を一度行って、その後2カ年ほどかけてモニュメントの整備を行っていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 国道変更の件であります。この件につきまして、計画が12月に示されて、よし、これで我が町の計画が立ったから、今後はこれでどんどん復旧が進んでいくんだろうというような期待を抱いたわけでもありますけれども、たかだか2カ月でその期待は裏切られて、国の方針が定まらないのか、町の方針が定まらないのかと、私、聞かれました。そして、それに議会も同意したんでないのかと、こう言われたんですね。確かにそう言われれば議会にも責任がありますけれども、いやいや、私たちは、これは議決案件ではないから議決した覚えはありませんよと、それなりにクレームもあつたんですけれども、こういうことで12月に示されて、その案で行くんだなというふうな方針が定まったと思つたらば、たかだか2カ月のうちに、国

の流れか、あと県の流れかわかりませんが、こういうふうになったということですね。また住民の間に不安をかき立てたような結果になってしまったということでもあります。

そのことによって、鉄道も鉄道を要求するのに、向こうはバスだと言う。45号線もこっちを回してくれと言えば、それもさっぱりもちがわからないから、また旧道を利用するようになるということですね。したがって、それは旧道でだめだったから、こういう計画を立てたんだべと、こういうことなんですね。それが今こういうことになって、さらに今度はこの旧道を使うということになればかさ上げという問題が出てきますよね。そして、この図面のとおりのもたいろいろ新たな計画が立ったんですけれども、このことによって今度はかさ上げすると土地を埋めなきゃいけない。かさ上げして、そこに住むうちを建てられるのかという問題が出てくる。さらには、ここはもう私らはもう買い上げてもらって売っぱらって、そしてその高台移転の事業にしようとして計画を立てていた人も、頭からまた狂ってしまったというような人もいっぱいいるわけですよ。町の方針によって、我々は右往左往せざるを得ないと。何なんだ、一体、いつになったらこの方針が定まって、復興に向けて歩み出すのやというようなことを私も言われたものですからね。その辺のところを問いただして、今お聞きをするわけでもあります。

志津川地区はこういう変更になりました。一方では、伊里前地区ではいまだに法線が定まらないから、これまた町民が動きようがない。倉庫を建てようもない、店舗にも使しようもない。一体どうしたらいいんだ。45号線が一体どこを通るんだというようなことで、非常に困っている。伊里前地区の旧商店街を形成しておった皆さんは、またその土地を利用して商売をしたいという人も動きが取れない。どこを45号線が通るんだかわからないわけですよ。私、前にも言いましたがね。

そういう問題があるから、基本的にやっぱり国道、鉄道というのは骨格ですから、そこをできるだけ全力を挙げて定めないと、こういう計画の変更なんていうのが出てくるわけです。私は12月に計画が示された時点で、ああ、この方針で定まるんだなと思っていました。理解していましたが、2カ月もしないうちにこういうことですね。朝令暮改だ、私から申しますとね。非常に残念な結果です。今後は、また変わるんじゃないかというおそれもまた出てくるわけですよ。だから、この辺のところも新たな計画に沿って、本当にこれでできるんだかできないんだか。志津川の町を45号線がもう旧道をやって、一体どのくらいかさ上げして、それはいつできて、その道路が上がるにつれて土地も上げなきゃならないですから、その辺のところの具体的な説明というのがやっぱり欲しいなと思うんですね、町民に対する説明が。全くそこらがないために、町民は全く右往左往しているという現状のようでもあります。

それから、災害公営住宅です。これは同じ町民ですから、基本的には、やっぱりその地域の人も、来る者を拒まず、去る者を追わずだと。コミュニティは大切だといえども、やはりその地域にいたくなくて出ていく人もあるわけですね。一方、受け入れ側としては来ると、あそこの人に来てほしいと、それを拒む何ものもないわけですよ、同じ町民ですからね。

そのとき、一方では公営住宅は2カ所か3カ所に集約をして、そこに入ってもらえる場合がありますから、必ず自分の望むところに公営住宅はできないかもしれないから、それは了承しろというような、かつての資料には書いてあるわけですね。矛盾するんですよ、やっぱり。一方では住みたいところに住めないで、公営住宅はここだというから、おめえたちこっちさ行って受け入れろよと言っておきながら、一方では、今度は町民の交流を自由に認めますよと言うとさ。その辺の整合性もあると思うんですね。その辺のところはやっぱり考えてみる必要があると思うんですよ、町民の立場からすると。何だっけなやと語る人、やっぱりありますから。もっと余り、去る者を追わず来る者を拒まずの方を、同じ町民でありますから、町内を移動する分には何らの差し支えもないわけですから、基本的にお互いが受け入れて拒まず追わずでやるなら、それはそれでいいのではなかろうかなと思うんですが、そこに何か障害があるのかどうか。その辺のところをお聞かせいただきたい。

それから、いわゆるモニュメント関係はまだ何も具体的には予定も計画もないということですね。これからということですね。はい、わかりました。以上です。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 計画が数ヶ月ですぐひっくり返ったということについては、委員ご指摘のとおりでございます。ただ、事業推進を早めるための一つの考え方の違いだという部分もございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。この計画をもって4月には地域の方に説明に入っていくというふうなスケジュールに一応なっておりますので、これを動かすとかという観点ではございませんで、これを推進して都市計画の決定を受けて、事業に着手していくという方向性には変わりはありませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

それと、もう一つの災害公営住宅の部分、ずっと私も勘違いして、ちょっと答弁があいまいだったようで、大変申しわけございませんでした。

災害公営住宅については、まず地域にとどまりたいという声が多いので、それをまず第一に考えることについては当然配慮しなければならないというふうに思っております。そういった中で、何らかの事情でどうしても例えば志津川の公営住宅に入りたいんだという方も当然これ

はいるかと思えます。それは、ただ地域ごとに入っていくというのを第一にとらえつつも、そういった諸々の諸条件につきましては、今後優先順位をつけて整理をして、移動も当然のことながらあるということに考えていく予定でございますので、どのような基準で地域間の移動を優先すべきかどうかという部分は、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 二、三お伺いしたいと思えます。

一つは、資料2のここに説明それぞれあるわけでございますけれども、移転促進区域というのは、いわゆる災害危険区域のうち云々と書かれております。それから、下段には黒枠で、いわゆる南三陸町としての方向性という説明がついておりますけれども、熟読しますと逆になっているような感じがするわけでございます。いわゆる従来は、赤丸の移転促進区域というものは、災害危険区域のうち保護するために集団移転を促進することが適当である地域をいいます。それから、下の方では、そうはいきませんので、コミュニティ形成、そういうものをキープしながら、最初に移転促進区域を先行して、順次災害区域指定をしていくんだというふうな書き込みになっておりますが、その辺の説明をひとつお願いしたいと。

それから、今12番議員も質問いたしておりますが、公営住宅、いわゆる災害公営住宅の考えでございますが、今もろもろのやりとりがありましたように、このイメージ図では何カ所か集団的に公営住宅をまとめるんだというふうなお考えのようでございますが、中には、例えば地域に移転する場合に、その場所に一定の公営住宅も建設できないんですか。というのは、やはり我が町の空洞化、高齢社会という形の中で、建てたいんだけど、地域の人たちと一緒にそこに建てたいんですが、なかなか経済的にそういう余裕というかバックがないと。したがって、できれば地域コミュニティというか、その地域の人たちとともに今後も暮らしたいというそういう思いから、一部その地域地域の集団移転先に公営住宅を、かつていえばチリ地震津波の際の復興住宅のような点在化して、町とすればなるべく集約化したいんでしょうが、住民の中にはそういう一部思いもあるんです。実際、そういう話を聞きます。したがって、その辺の考え方がどうなのか。2点目です。

それから、いつも話を聞いていますと、特に私の住んでおる西在地区の奥の方、いわゆる緑地農地ゾーンという部分ですか、この部分で一定の高さ、盛土をすれば、そこに新たに建てるのが可能だと。建築確認の認可が下りるという話をたびたび聞くわけですが、その辺の見解がどうなのか。以上、3点お伺いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の災害危険区域と移転促進区域の囲み方の問題ということでございますが、本当であれば、津波災害を受けた中では、まずは災害危険区域をかけて、それで建築の制限をした上で集団移転等の検討に入るとというのが、今回の災害でのセオリーかとは思いますが。ただ、もともと防災集団移転事業といいますのは、災害危険区域をかけたところにつきましては浸水した土地の買い上げとかの適用もされるということで、いわゆる防災集団移転事業を適用させる場合は、これまでの先進事例を見ますと後掛けに、後に災害危険区域を設定していくといったような考え方がこれまで行われてきております。

そうした中で、宮城県内においてもその方向付けは二つに分かれております。災害危険区域を先行してかけるべきか、移転促進区域を先行してかけるべきか。これについては仙南、先ほども申し上げましたが、南の方でありますと、真っ平らなところで一定の津波のシミュレーションで、ここは安全であろうというふうな線引きが簡単になされるんでありますが、当町のような地形の場合は、浸水深だけで判断できるという根拠がどうも見出せないという状況にあります。

実際、今回の津波の家屋の流出のデータを見ますと、一般的には2メートルまでの浸水であれば住宅の倒壊率が低くなるという根拠で平らなところではやっているようではありますが、実際にうちの方のデータを見ますと、浸水深が1メートルでも逆に2メートルのときよりも家屋の倒壊率が高くなっているという数値データがあらわれております。これは地形上から流速の問題も加味しているのかなということもございまして、そういったデータを酷使して区域を設定していくというのは非常に困難な状況でございますので、地域でせつかくコミュニティの中で、Aさんは集団移転、Bさんは個別移転、Cさんは例えばちょっと半壊だったので現地再建と、そういった色づけをした中で移転促進区域というものをまず設定した中で、最終的に災害危険区域をかけていくという方向で進めたいというふうに考えております。

それともう一つ、公営住宅の建設についてなんですが、地域を回ってみますと、当然地域にとどまりたくて、この集団移転のところに公営住宅を建ててほしいという要望は私どもも聞いております。ただ、そういった今回の集団移転は、どうしても一つの団地が比較的、漁村部に行きますと15世帯であるとか20世帯という中の、どうしても公営住宅の希望だけ取りますと2戸とか3戸といったようなそういった数にもなっております。

そういった方々にこまめに対応できるような状況であればいいんですが、町として残された公営住宅、新たに建てる災害公営住宅、1,160数戸ぐらいですか、これを管理していくということになりますと、非常に町の財政的にも人的にも大変な状況でございまして、そういった中

で、ある程度の戸数の要望がまとまった地域においてはとといったようなことで考えていきたいというふうに思っております。先ほどは地域ごとに建てていくというお話を申し上げましたけれども、小学校単位区であるとか、あるいは場合によっては旧小学校単位区であるとか、そういった中で考え方ができないかどうか、今検討しているところでございます。

あと、田尻畑のようなかさ上げという部分になりますけれども、災害危険区域そのものはまだ設定してございません。これから地域の再建の方向性を聞き取りした上で、移転促進区域というものを決めた中で、災害危険区域の設定を考えてございますので、地域の方々の意向を聞いて、その方向性を見きわめた上で、現地再建が可能かどうか。改めての津波シミュレーションももとに含めて総合的に検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体わかったわけでございますけれども、一番目は了解しました。

2番目ですが、地域に対する復興住宅ですね。実態としてそういう方々も多いんですよ。実際に話を聞きますと。したがって、大変なことは、非常に困難なことは理解しますが、なるべくそういう声も、やはり今課長が答弁なさったように、若干反映させられるような、そういう具体的な計画で進んでいただきたいというふうに思います。

それから、建設許可の関係ですが、建設課長、これまで具体例はございますか。建築確認の申請があったという、そういう浸水域で、かさ上げすれば了だというふうな具体例が。ちょっと2件ほど、私は聞いているんですが、ありましたか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 廻館に1件ございます。

それから、あとは仮設的なものでございます。これは確認として土木事務所の方で受理してございます。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 時間も時間ですので、2点ほど簡便にお伺いいたします。

先ほど課長からご説明いただきましたこの防災集団移転促進事業にかかるということで、高台移転の件でお伺いいたします。

この個別あるいは集団という先ほどの説明の中に、中には身内あるいは気の合う方々との高台の土地を利用しての移転を考えておられる方もおられるかと思っております。この方々のようなお考えも、この高台移転の説明の段階等でお出されるかと思っておりますが、私も二、三人にいろいろお伺いを立てられました。といいますのは、必ずつきもののライフラインでございます。水道です。水道

がその土地の条件によりましては本管からすぐのところ、そしてまたその場所によりましてはかなりの距離を費やすところがございます。その方々のお伺いですが、この費用、大変な費用を費やすような点が見受けられます。危惧されるところがございます。そこで、高台移転、今回の震災によりまして大変な被害を受けた方々も、上水道等を利用している方が往々にしているかと思いますが、そのかつての水道利用の管、各自宅に配管をしたそういうものが、ひとつこの中で移転希望をされている方々に、さらなる負担軽減としての町としてのお考えというのはどういうことになっているのか。というのは、補助等のそのようなお考えというものはないものかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、過日、建設課の方にお伺いをしましたが、先ほど同僚委員も言っておりました、去る者を追わず来る者を拒まずというたとえをしておりましたが、当町でも人口の減少が大変懸念されるということで、町長からもご報告を受けておりますが、ある他県に避難をしておられる方が、やはり望郷の念ではございませんが、この土地に帰りたいと。そして、できれば近々帰りたいということで、仮設の空きということを確認をしてほしいということでありましたが、やはり思うようにいかず、自分の思っている地域の仮設は空いていないということでございました。その方への情報の提供、それなりに説明は受けましたけれども、子供さんが例えばこの地域に残っておられまして、その方が代理をされることになるかと思いますが、随時情報の提供というものをどのようにお考えになっているか。入られる際の手段として。その2点をお伺いします。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の個別移転の水道等の経費の助成ということでございますが、私ども担当しております中では、個別移転で崖地近接と危険住宅移転事業というのがございます。この際、建設であるとか土地の造成に対してとか借入金を、いわゆるローン契約をした場合、一定の助成額がなされるという中には、そういった水道の費用も含まれて助成ができるのではないかとというふうには考えてございます。ただ、あとは個別の水道の関係につきましては、担当の事業所長から答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） ただいまのご質問は、要は本管から居住地までの水道管の工事費の助成がどうなのかというご質問かと思いますが、多分今後考えられますのは、そのように3件、5件とかという高台移転とかというものが相当数見込まれるかと思いますが、現在ある本管でそこまで分岐して賄えるかというのが、まず一つの問題がありますが、それで

賄えればいいんですけれども、賄えなければその本管そのものも口径を増大して太くしなければならぬというところも出てくると思いますので、そうなりますと、水道施設全体の考え方、施設の検討見直しという部分からも考えざるを得ないかと思うんです。そうなった場合、多分今後相当数、そういう三、四件での移転とか生活したいという地域の方々が出てくると思うんですけれども、そうしますと水道事業自体だけでそういう分を考える部分は財政的にも相当難しいところがございますので、これにつきましては水道の復興もございしますが、町全体としての考え方をまとめていかないと、数知れた財源の中でやるものですから、助成がすぐできるかどうかというのは、ちょっと今のところ難しいところがございます。これは再度になりますけれども、町全体として復興計画、土地利用計画とも関連ございしますが、全体的な考え方としてちょっともっともっと検討すべき課題かなと考えております。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 空き家の情報の開示ということなんですけれども、建設課に問い合わせのある部分についてはすべてその対応はしていますけれども、ただその空き家を何かの広報とか、別の方法で開示をしている、まだそういったところまではしていません。

それで、今現在、まだ新規の入居というのがございまして、実際のところ、1月と2月でも3件ございました。それから、今仮設住宅に入っていて、やはり家族の問題とか世帯の人数が多くてもう一戸貸してほしいとか、そういう方もまだおられまして、これも1月、2月で5件ぐらいございます。それと、現在、退去も徐々に、仮設住宅から退去している世帯もございまして、1月と2月で7件ございます。

それで、今後退去についてはある程度進んでいくのではないかと。緩やかなスピードですけれども、いろんな退去の仕方があります。建物を補修して退去される方とか、あるいは仮設住宅に入っていて、やはりまた子供さんのところに行くとか、いろんなケースがございます。この空き家につきましては、入居の審査委員会がございしますので、そちらの方のいろんな意見も集約して、今後の空き家の活用、もちろん町外から帰ってくる方に対してもいろいろ対処はしていかなくちゃならないと思いますし、県外の仮設住宅から南三陸町の仮設住宅に入居されることについては法的にも認められてございますので、できるだけそういうふうな今後多く出てくる空き家について、しっかり戻ってくる人たちに対して情報を提供できるようなことを、それから入居審査委員会の中で検討させていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 町水道の件は、今説明をいただきまして、ただやはりできうる限り軽減がなさ

れるような助成等も講じていくべきではないかと。限られた財源の中で大変なことはわかりま  
すけれども、そのようにお願いをしたいと思います。

また、他県におりまして地元に戻ってくるその方々へのご説明も、今建設課長からお答えを  
いただきましたけれども、待つ方は長いものでございまして、来る者大いに本当に歓迎をし  
て、人口の減少に伴いまして還元して、去る者追わずではございません。去る者の方も振り向  
かせるようなそのようなことを講じるべき点があるのではないかと思います。ぜひ、今申し上  
げました、また前に戻りまして、地元、生まれた環境で定住の地として、応急仮設である面生  
活しなきゃならないということで、今お伺いをしました。ぜひ、地元による、先ほど建設課の  
方の担当の方にも申し述べてまいりましたが、代理の方等に随時町外の方とかおるかと思うん  
ですけれども、情報の提供を機敏にさせていただきたいというふうに申し述べまして、質問を終  
わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

ちよっとお待ちください。お待ちください。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することにし、3月定例会開会中  
に委員会を開き、本日の議事等を継続することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会す  
ることとし、3月定例会開会中に委員会を開き、本日の議事等を継続することといたしま  
す。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時20分 閉会